

「知的財産推進計画 2004」の取組状況について

平成 16 年 12 月 2 日

財 務 省 関 税 局

1. ワーキンググループによる検討

「知的財産推進計画 2004」に盛り込まれている水際取締りの強化に関する事項への対応等について検討するため、関税・外国為替等審議会の関税分科会の企画部会の下に「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」を設置。

(1) ワーキンググループによる検討状況

イ. 第1回(9月21日)

当面の課題と論点について討議。

ロ. 第2回(10月27日)

水際取締りにかかわる者(株式会社東芝、社団法人全国中小貿易業連盟、日本弁護士連合会及び日本弁理士会)からのヒアリング、質疑応答及びこれらを踏まえた討議。

ハ. 第3回(11月8日)

これまでに出示された主な意見及びサンプル提供制度について討議。

ニ. 第4回(11月29日)

座長取りまとめ案について討議。

(2) 今後の予定

12月中旬に開催予定の企画部会への座長取りまとめの報告等
所要の経路を経た上で、必要に応じ、制度改正等を行う予定。

2 . 二国間税関相互支援協定の締結対象の拡大等

(1) 二国間税関相互支援協定については、韓国との間で実質合意
済み。中国及びEUとの間で協議中。

(2) また、WCO (世界税関機構) 及びインターポールが共催する
世界模倣品撲滅会議の運営委員会特別会合に参画し (10 月 21
日、22 日。於：ローマ) 模倣品の水際取締りの強化に向けた
我が国の取組みを積極的にアピールしたほか、WCO 等による知
的財産権保護に関するアジア・太平洋地域フォーラムに参画し
(11 月 22 日、23 日。於：上海) 同地域における模倣品対策
の重要性をアピールするとともに、取締りにおける各国との協
力強化に努めているところ。

(3) さらに、アジア各国の開発途上国の税関職員に対し、知的財
産権侵害物品取締りに関する研修を実施 (11 月 23 日 ~ 12 月 2
日) 。

(参考 1)

最近における知的財産権に係る関税制度の改正

(平成 14 年 7 月 知的財産戦略大綱の決定)

平成 15 年 4 月 関税定率法の改正

特許権等

特許権、実用新案権及び意匠権について、輸入差止申立ての対象とするとともに、特許庁意見照会制度及び通関解放制度を導入

育成者権

育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加するとともに、育成者権について輸入差止申立ての対象化

(平成 15 年 7 月 知的財産推進計画の決定)

平成 16 年 4 月 関税定率法の改正

認定手続開始時に権利者に対し、以下を通知

- ・ 輸入者及び輸出者の名称及び住所
- ・ 製造者の名称及び住所(貨物の表示等から判明する範囲内)

(参考 2)

権利別輸入差止申立て件数

(平成16年12月1日現在)

権利名	輸入差止申立て
特許権	16
実用新案権	2
意匠権	55
商標権	116
著作権	12
育成者権	1
合計	200

(注) 1件の申立て・情報提供で複数の権利に係るものがある場合は、それぞれの権利について1件として計上しているため、権利ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。

(参考3)

権利別知的財産権侵害物品の輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年比	構成比	平成16年 (1~6月)	対前年 同期比
特許権	0	2	1	7	1	14.3%	0.0%	33	全増
	0	1,036	5,000	39,200	550	1.4%	0.1%	68,750	全増
実用新案権	1	0	0	0	1	全増	0.0%	0	-
	6	0	0	0	960	全増	0.1%	0	-
意匠権	32	15	14	13	12	92.3%	0.2%	26	371.4%
	109,707	13,289	74,445	41,693	42,641	102.3%	5.5%	33,325	96.0%
商標権	1,719	1,478	2,727	6,859	7,332	106.9%	98.7%	4,302	118.3%
	786,035	484,731	239,879	611,100	591,061	96.7%	76.6%	347,415	111.4%
著作権	55	108	76	108	80	74.1%	1.1%	54	142.1%
	100,263	602,830	690,654	318,751	136,094	42.7%	17.6%	133,495	140.4%
合計	1,794	1,589	2,812	6,978	7,412	106.2%	100.0%	4,405	119.9%
	993,565	1,099,001	1,009,958	992,908	771,306	77.7%	100.0%	582,513	131.9%

(注) 1. 一般貨物及び郵便物における侵害物品の差止件数及び点数を計上したものである。

2. 1事案で複数の権利侵害に当たるものがあるため、権利ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。